

鶴田町介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス(独自) 単位数サービスコード表(令和元年10月～)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ		1,172	1月につき
A2	1113	訪問型独自サービスⅠ・初任	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 1,172単位 介護職員初任者研修過程を終了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	818	
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		1,055	
A2	1115	訪問型独自サービスⅠ・初任・同一	介護職員初任者研修過程を終了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	736	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		39	1日につき
A2	2113	訪問型独自サービスⅠ日割・初任	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 39単位 介護職員初任者研修過程を終了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	27	
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一		35	
A2	2115	訪問型独自サービスⅠ日割・初任・同一	介護職員初任者研修過程を終了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	24	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ		2,342	1月につき
A2	1213	訪問型独自サービスⅡ・初任	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 2,342単位 介護職員初任者研修過程を終了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,635	
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		2,108	
A2	1215	訪問型独自サービスⅡ・初任・同一	介護職員初任者研修過程を終了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,472	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		77	1日につき
A2	2213	訪問型独自サービスⅡ日割・初任	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 77単位 介護職員初任者研修過程を終了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	54	
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一		69	
A2	2215	訪問型独自サービスⅡ日割・初任・同一	介護職員初任者研修過程を終了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	49	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ		3,715	1月につき
A2	1323	訪問型独自サービスⅢ・初任	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度) 3,715単位 介護職員初任者研修過程を終了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,593	
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		3,344	
A2	1325	訪問型独自サービスⅢ・初任・同一	介護職員初任者研修過程を終了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,334	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		122	1日につき
A2	2323	訪問型独自サービスⅢ日割・初任	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度) 122単位 介護職員初任者研修過程を終了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	85	
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一		110	
A2	2325	訪問型独自サービスⅢ日割・初任・同一	介護職員初任者研修過程を終了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	77	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算	200単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目